

特定非営利活動法人 北日本文化事業協会
様

宮城県環境生活部長

**督促書兼市民への説明要請書**

特定非営利活動法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」といいます。）第29条第1項の規定により、毎事業年度1回、事業報告書等を法施行条例第5条に定められた期限までに提出しなければなりません。しかしながら、貴法人については期限内に提出されず、また、速やかに提出していただくよう代表者、全ての役員及び法人事務所あて督促書を送付したにもかかわらず、未だに提出されていません。

つきましては、別紙「市民への説明要請」に基づき、下記1に掲げる点について、下記2により市民への説明を実施するとともに、その実施された説明内容について、当部共同参画社会推進課まで書面にて送付いただきますよう要請します。併せて、下記3に掲げる書類を平成23年4月8日までに提出していただきますよう督促します。また、事業報告書等が提出されない場合は、法第49条第5号の規定により、理事及び監事は20万円以下の過料の処罰を受けることがありますので御留意願います。

さらに、この要請文書及び共同参画社会推進課へ送付のあった文書は、広く市民間において情報が共有され、また、所轄庁における手続の透明性を確保する観点から、当部共同参画社会推進課のホームページ上に掲載して公表いたします。

なお、本書の発送と本件書類の提出が行き違いとなりました場合は御容赦願います。また、役員の変更（再任を含む）が行われた場合は、法第23条第1項の規定により宮城県へ届出（全員が再任の場合を除く）を行うとともに、役員の登記を新たに行う必要がありますので併せてお知らせいたします。おって、法人事務所あて本書と同様の督促書兼市民への説明要請書を送付しています。

記

- 1 説明していただきたい点
事業報告書等の提出がなされていない理由及び今後の提出の予定
- 2 市民に対する説明
 - (1) 説明の実施方法
市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。
(例)
 - ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
 - ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
 - ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）
 - (2) 説明の期限
平成23年3月24日
 - (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限
平成23年3月31日（必着）

3 提出書類（平成20年4月1日～平成21年3月31日分、
平成21年4月1日～平成22年3月31日分）

(1) 必ず提出する書類

- ①事業報告書（2部）
- ②財産目録（2部） 注1
- ③貸借対照表（2部） 注1
- ④収支計算書（2部） 注1
- ⑤前事業年度の役員名簿（報酬の有無を記載したもの）（2部）
- ⑥社員のうち10人以上の者の名簿（2部）

(2) 前事業年度中に定款の変更があった場合に提出する書類（上記(1)に追加）

- ①変更後の定款（2部）
- ②①の変更についての宮城県からの認証書類の写し（2部）
- ③①の変更についての登記に関する書類（登記事項証明書）の写し（2部）

4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県環境生活部共同参画社会推進課

(注1)

上記3(1)の②③④の書類は、貴法人の定款上、その他の事業（収益事業）を記載している場合には、その他の事業（収益事業）を行わなくとも、「特定非営利活動に係る事業会計」分と「その他の事業（収益事業）に係る事業会計」分の2種類を作成し、提出する必要があります。

提出書類の参考様式及び記載例については、

「共同参画社会推進課ホームページ（http://www.pref.miyagi.jp/kyosha/npo/kanri.htm#jigyou_uhoukoku）」よりダウンロードすることができます。

(参考)

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

(事業報告書等の提出及び公開)

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

五 第二十九条第一項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

○ 特定非営利活動促進法施行条例（平成十年宮城県条例第三十四号）（抄）

(事業報告書等の提出)

第五条 法第二十九条第一項の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。

【連絡先】環境生活部共同参画社会推進課
NPO・協働社会推進班
〒980-8570仙台市青葉区本町三丁目8番1号
電話：022-211-2576 FAX：022-211-2392
E-mail：kyoshan@pref.miyagi.jp